

産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年1月1日に施行される、産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減について、条例の整備や周知方法等の準備を進めている。

2 制度内容

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は、稼働活動に従事できない期間とし、当該者の産前産後期間に相当する4か月分の所得割額及び均等割額を軽減するもの。

【所得割額及び均等割額の軽減制度】

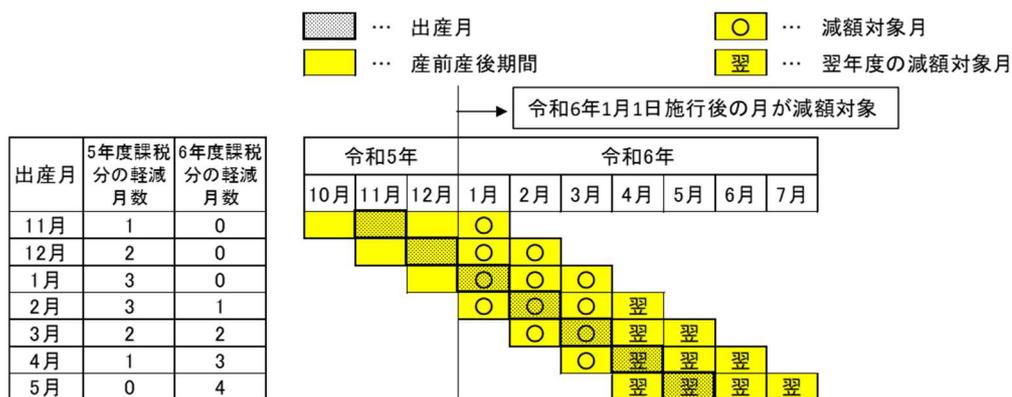
軽減対象者 出産する予定又は出産した被保険者

※妊娠85日以上の死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む

- 軽減対象額
- ・ 出産の予定日（又は出産日）が属する月の前月から出産の予定日（又は出産日）が属する月の翌々月までの4か月分の所得割額及び均等割額を軽減する。
 - ・ 多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（又は出産日）が属する月の3か月前から出産の予定日（又は出産日）が属する月の翌々月までの6か月分の所得割額及び均等割額を軽減する。
 - ・ 低所得者に対する7・5・2割の法定軽減の適用を受けている場合は、法定軽減後の額に対して軽減する。

【減額する保険税額の取扱い】

- ・ 減額する保険税額を、届出後（届出は6か月前から受付）の未到来納期回数で按分し、各納期において徴収する保険税額から減額する。
- ・ 減額する保険税額が、届出後の未到来納期で徴収する保険税額の合計額を超えている場合や当該年度の最終納期後である場合は還付（充当）する。



3 保険税減収分に係る財政支援

産前産後における軽減制度の導入による国民健康保険税の減収分については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置（基準財政需要額へ算入）される。

令和5年度課税分軽減対象人数見込み 54人
 令和5年度国民健康保険税軽減額見込み 459千円（市負担分114千円）

4 施行期日

令和6年1月1日